

議案第 17 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第73号中「第8項」を「第13項」に、「第18項」を「第22項」に改め、同表第74号中「又は第39条の7第13項」を削り、同表第75号中「又は第39条の7第15項」を削る。

第2条 三田市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第77号ウ中「という。）」の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同号エ及びオ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加え、同号カ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。